

【ガス・でんき W 契約特典】 ガス機器延長保証サービス 利用規約



この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、若松ガス株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する【ガス・でんき W 契約特典】ガス機器延長保証サービス（以下「本サービス」といいます。）の健全な運営を図るために定めるものです。本規約の内容は、本サービスの利用時に適用されるものとします。

第1条（サービスの概要）

1. 本サービスは、以下の条件をすべて満たす個人のお客様（以下「お客様」といいます。）に提供いたします。
 - (1)当社と家庭用ガスの需給契約を締結していること
 - (2)当社を媒介事業者とし、出光興産株式会社と「idemitsu でんき」の需給契約を締結していること
2. 本サービスは、お客様が居住する住戸において、お客様が所有し、現に使用しているガス機器に不具合が発生した場合に、お客様からの修理依頼を以って、係員が当該ガス機器について当社所定の点検・修理作業等を無償で提供するサービスです。
3. 当社はおお客様との協議の上、原則として当社営業時間内でサービス提供日時（訪問日時）を決定します。
4. 本サービスにて保証する修理範囲は、修理対象となるガス機器のメーカー保証内容に準じるものとし、当該範囲内における部品等を交換した場合の当該部品等の代金および工賃、出張費が本サービスの無償提供対象となります。範囲外の修理等が生じた場合は、差額分をお見積りのうえ、別途お客様から申し受けます。
5. 本サービスの利用には回数の制限はありません。

第2条（サービス対象となるガス機器）

本サービスの対象とするガス機器は、以下の1～3の条件をすべて満たすものに限りま

1. 次の(1)～(12)のいずれかに該当するガス機器であること
 - (1)ガス給湯器（ガス給湯暖房機、ガス暖房熱源機、ハイブリッド給湯器を含む。また、リモコン等の付属部品も含む。）

- (2)ガスコンロ（ビルトインタイプを含む）
 - (3)ガスオーブン
 - (4)ガス炊飯器
 - (5)ガス小型湯沸器
 - (6)ガスファンヒーター
 - (7)ガスストーブ
 - (8)ガス衣類乾燥機
 - (9)ガス風呂釜
 - (10)ガス温水ルームヒーター（リモコンなどの付属部品を含む）
 - (11)ガス温水床暖房（リモコンなどの付属部品を含む）
 - (12)ガス浴室乾燥機（リモコンなどの付属部品を含む）
- 2. 次の(a)～(d)の製造会社製であること（OEM 製品を含む）**
- (a)リンナイ株式会社
 - (b)株式会社ノーリツ
 - (c)株式会社パロマ
 - (d)株式会社長府製作所
- 3. 次の(イ)～(ロ)の条件をすべて満たすガス機器であること**
- (イ)製造年月を起算月として製造からの経過年数が7年（84ヶ月間）以内のガス機器であること
 - (ロ)ガス機器メーカーによる1年以上の保証期間が設定されているガス機器であること

第3条（サービス適用の対象外となる場合）

1. 対象機器の故障が、次の各号に定める事由・原因に関するものについては、保証期間中であっても保証の対象となりません。
- (1)配管回りの漏れ、詰まり、破損
 - (2)地震・噴火・津波・地盤変動・地盤沈下・風害・水害・雪害（凍結・落雪）・その他天災ならびにガス害・塩害・公害
 - (3)火災・落雷・破裂・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由
 - (4)動植物による対象機器への侵入・誤作動・損傷・変質・変色・その他類似事由
 - (5)住宅または住宅関連設備の設計・工事・管理にかかる瑕疵・不良・不具合
 - (6)対象機器の物理的な移動・落下によって生じた故障または損傷
 - (7)対象機器の取り付けにかかる配線・配管工事の不良または対象機器の据え付け不良
 - (8)対象機器に追加で取り付けることが可能な部品・装置の故障または損傷、もしくは当該追加部品・装置に起因した対象機器の故障または損傷

- (9)消耗品（電池、フィルター類、パッキン等メーカーの定める消耗品をいい、消耗する部位や潤滑油等も含ます）の消耗・劣化または純正品以外の使用に起因する故障
 - (10)対象機器の機能および使用の際に影響のない損害（外観の瑕疵を含みます）
 - (11)対象機器のメーカーの責に起因する故障または損傷（リコール対象商品等）
 - (12)対象機器の通常使用に支障のない部分で経年劣化の範囲内の事象（サビ・汚れ等）
 - (13)その他前各号に類似する事由
2. 次の各号に定める使用・管理が行われた場合は、当該使用・管理と対象機器の故障との因果関係の有無に関わらず、保証の対象となりません。
- (1)対象機器に対し、メーカー指定外の燃料（ガス種）または電源（電圧、周波数等）を使用した場合
 - (2)対象機器に対し、水道法に規定された水質基準に適合した水以外の水（井戸水、温泉水、地下水等）を使用した場合
 - (3)取扱説明書に禁止または要注意事項として記載された方法で使用した場合
 - (4)書面によるメーカーの承諾（取扱説明書の記載中にて承諾されたものを含みます）を得ずに、対象機器に対する改造・修理が行われた場合
 - (5)対象機器が不適当な設置状態に置かれていた場合
 - (6)法令に基づく点検の際に、不適合と判定された住宅設備について修理または交換をしなかった場合
 - (7)前各号の使用・管理が行われたと合理的に推測される場合
3. 対象機器の製造年月が判定できない場合は、保証の対象となりません。
4. お客様が廃棄したガス機器は、保証の対象となりません。
5. 次の各号に定める費用は、保証の対象とならず、原則としてお客様の負担となります。
- (1)ガス種変更に伴う改造・調整にかかる費用
 - (2)修理費用の一部または全部が消耗品の交換である場合における当該消耗品の購入・修理・取り付け・撤去に要する費用
 - (3)対象機器本体以外の機器・付属品の修理・取り付け・撤去に要する費用
 - (4)対象機器を修理するにあたり必要となった壁、床、天井または構成材等の取り壊しと修復にかかる費用
 - (5)対象機器についてメーカーがリコール宣言を行った後に、リコールの原因となった部位にかかる購入・修理・取り付け・撤去に要する費用
 - (6)火災保険、動産総合保険等、保険契約による保険金により支払われるべき費用または既に支払われた費用
 - (7)お客様からの修理依頼が虚偽であった場合の出張または修理にかかる全ての費用
 - (8)その他各号に類似する費用

第4条（サービス提供開始および終了）

1. 本サービスは、当社ガスの需給契約および当社を媒介事業者とした「idemitsu でんき」の需給契約について、お客様が双方と契約完了となった時点から、自動的にお客様に適用されるものとします。
2. 本サービスは、当社ガスの需給契約および当社を媒介事業者とした「idemitsu でんき」の需給契約について、お客様が双方またはいずれかと契約終了となった場合、自動的にお客様への適用が解除されるものとします。
3. 本サービスの適用開始および終了について、当社はお客様への通知を行いません。

第5条（修理のお申込み）

1. お客様は、本サービスによる修理依頼をする場合には、当社に電話連絡のうえ、オペレーターの求めに応じ氏名・住所等を伝え、サービスの利用をお申込みするものとします。なお、当社以外を通じて修理を依頼された場合は、本サービスによる保証の対象とならないことがあります。
2. 修理申込時に、オペレーターの指示に基づきお客様自らが不具合の解消策を実行した結果、不具合が解消した場合には係員を派遣しないことがあります。

第6条（サービス提供の制限）

1. 本サービスにおけるサービス対象物件は、お客様と当社とのガス需給契約に基づくガス需要場所である個人の居住住戸に限ります。ガス機器が法人のお客様および事務所、飲食店、美容室等の店舗、学校、病院、その他業務用の建物等で使用されている場合、集合住宅等の共用附帯設備である場合、賃貸物件等の附属設備である場合は、対象外といたします。
2. 天候、交通状況、係員の作業状況等により、係員が到着するまでに時間を要する場合があります。また、翌営業日の訪問となる場合がございます。
3. 停電時、断水時にはサービスを提供できないことがあります。
4. 作業時に騒音・振動等が発生し周辺住民に影響が及ぶ場合には、お客様が周辺住民への対応等を行うものとします。
5. 当社がガス機器の不具合の発生原因がお客様の故意によるものであると判断した場合は、サービスを提供しないことがあります。

第7条（保証の限度）

1. 本サービスは、ガス機器の不具合の再発防止を保証するものではありません。
2. 本サービスは、ガス機器に発生した不具合によってお客様が被った一切の損害を保証するものではありません。
3. 本サービスは、お客様が当社以外の第三者にガス機器の修理作業等を依頼した場合の当該費用を補填するものではありません。
4. 本サービスの保証期間内であっても、対象機器の修理に要する部品が生産終了等の理由により調達困難な場合、サービスを提供できないことがあります。

第8条（業務の委託）

当社は、本規約に定める業務を円滑に進めるため、業務の一部を当社が承認した者に委託することができるものといたします。

第9条（製造物責任）

当社および業務委託先は、お客様に対して本サービスに係る業務を請け負う事業者であり、製造物責任法第3条の責を負わないものとします。

第10条（免責事項）

1. 当社および業務委託先以外の者の責めに帰すべき事由により生じた損害、本サービスの利用に際し生じた第三者とのトラブル等については、当社および業務委託先はその責めを負わないものとします。
2. 経年劣化に伴う機器の破損等、当社および業務委託先の作業に起因しない損害については、当社および業務委託先はその責めを負わないものとします。

第11条（サービス内容の変更）

当社は、本規約および本サービスの内容を予告なく変更することがあります。この場合、当社は、当社が適当と定める方法によりお客様に周知するものとします。

第12条（個人情報の取り扱い）

当社は、本サービスの提供に関して取得したお客様の個人情報については、当社個人情報

保護方針に従い、適切に取り扱います。

第13条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1)自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これに準じるもの（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
 - (2)お客様が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3)お客様が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4)自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって取引を行う等、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6)お客様が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一つでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為

第14条（管轄裁判所）

本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約または本サービスに関連して、お客様と当社の間で紛争が生じた場合は、第一審の専属的合意管轄裁判所を福島地方裁判所とします。

附則

本規約は、2026年7月1日から実施します。